

横浜市監査委員公表第14号

住民監査請求に係る監査結果の公表

(青少年の居場所づくりモデル事業に関するもの)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を公表する。

平成17年10月4日

横浜市監査委員	一	杉	哲	也
同		須須木	永	一
同		田野井	一	雄
同		高橋		稔

## 第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には一部理由があると認め、次のとおり勧告します。また、事業の推進につき別記のとおり意見を付します。

### 勧告

市長は、2箇月以内に、本件監査において認められた市の損害の補填のため、関係職員及び当該団体に対して必要な措置をとられたい。

## 第2 請求の内容

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出日

平成17年8月12日

### 3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づく請求人の証拠の提出及び陳述の機会に関しては、請求人から陳述を行わない旨の表明がされました。

### 4 請求の要旨

(1) 市民局青少年課は、青少年の居場所づくりモデル事業に関して、認定団体に1箇所当たり50万円を限度として補助金を交付した。当初6か所程度と明記していたが、今回問題としている「みんなのたまり場スペースほっと」（以下「当該団体」という。）を含め7団体に認可を与えた。

市民局青少年課は、事業開始に当たり、十分な準備、審査、指導を怠っていた。

ア 広範囲の地域を満遍なくカバーする考え方になぜ立たないのか。

イ 当初6団体ぐらいを計画、予算化したが、何ゆえ7団体にしたのか。

ウ 補助金に関する精査はどのようにしたか。

エ 報告に対する助言などはどのように行ったか。

オ 当該団体は共同募金事業として別途補助金を48,000円受けている。

子育て支援、高齢者に対する問題は青少年課の仕事ではない。

募集条件として、1週間に1回以上の活動となっているが、平日の10時から

15時までは中学、高校生は授業を受けており、当該団体の事業実施は、実質、市が条件としている週一回以上の活動回数に入らない。

カ 募集要項では小学校に併設されているコミュニティー施設は考えていなかった。

(2) 当該団体は当初より居場所づくりに協力する気はなく、単に補助金目当てに応募し、補助金を受け取った。

ア 事業開催日が平日の10時～17時で、中学・高校生の参加は見込んでいない。

イ 認可より6箇月経っているのに、中学・高校生の訪問はわずか1名である。

ウ 当初より福祉事業が主な目的で、子育て支援、高齢者支援に努力し、マージャン、花札等の場所作りに精を出した。学校の敷地内、授業時間内にマージャン等をやっては芳しくないことが理解できない。

エ 市が指導して汐見台中学に行ったが、相手にされなかった。どのように、意図を理解し協力を得られるような方策をとったか見えてこない。

オ 子育て支援は同コミュニティーで数年前よりある団体が実施しており、なぜ新たに立ち上げなければ成らないのか。

カ 当初より当該団体のポスターには福祉センターの協力を売り物にしており、ついでに居場所づくりの補助金を申請しただけのように見受けられた。

キ 当該団体は「居場所」の認可を受けた直後に一部の役員が辞めており、更に4月には代表が代わっている。団体の組織が不安定である。

ク 利用している施設、他の利用者と問題を起こしている。

### 第3 関係職員の陳述

#### 1 関係職員の陳述の聴取

平成17年9月22日に市民局職員から陳述を聴取しました。

#### 2 関係職員の陳述の要旨

##### (1) 事業の実施及び予算の執行について

ア 事業実施にあたっての準備について（事業実施の背景）

##### (ア) 青少年プラン推進上の重要課題

「青少年の居場所づくり」については、平成15年11月に横浜市青少年問題協議会から出された「横浜市青少年プラン策定に向けた意見具申」において

も、早急に取り組むべき重要事項として位置づけられています。また、平成16年7月に、本市で初めての青少年育成の基本計画として策定した「横浜市青少年プラン」の中でも、「青少年の居場所」については重要な課題として捉え、プランの具体的な目標に「安心して気軽にくつろげる居場所の提供」を掲げているところです。

(イ) 市民の関心、期待

青少年プラン策定にあたり実施したパブリックコメントにおいても、「青少年の居場所づくりは大変重要な課題である」など、「青少年の居場所」に関する意見が多数寄せられたところであり、市民の関心、期待が大きいことが確認されています。

(ウ) 先行事例等情報収集

当局では、平成14年12月に横浜市青少年交流センターを開設し、青少年が自由に使用できる居場所として交流スペースを設け、「青少年の居場所」に取り組んできたところですが、そのほか、区における取組の意向や他都市の取組についてもヒアリング等を行って情報収集に努め、事業企画に活かしたところです。

イ 事業実施にあたっての審査について

(ア) モデル事業実施団体の選考

モデル事業実施団体の選考にあたっては、書類審査及び提案者からのヒアリング等に基づいて選考を行いました。まず、取組内容に着目するとともに、歳出予算の範囲内での効果的執行との観点から、当初は6団体程度としていましたが、7団体をモデル事業としたものです。

なお、本件補助金のほかに別の補助金を受けることについては、何ら制限していません。また、活動回数については、週1回程度実施されており、時間帯について、活動場所であるコミュニティハウスとの調整の結果、午後5時までの活動にとどまっている例もあったところです。また、コミュニティハウスについては、この場合は小学校内に設置されているところですが、青少年も含め、地域の誰もが利用できる施設として設置・運営されているものであることから、青少年の居場所を設置する場所として不適切であるとは考えていません。

よって、事業の条件を満たしていないとする考えはなく、実施団体の選考にあたり、適正に審査したところです。

(イ) 補助金交付、精算について

補助金の交付、精算に関する審査についてですが、実施要綱等において、その対象経費や申請、交付、精算の手続、補助金の返還等必要事項を定めています。また、提案認定団体に対しては、補助金説明会を開催し、補助金交付申請前に対象経費の考え方を周知徹底し、そのうえで補助金交付申請書の内容を実施要綱等の規定に基づいて審査し、補助対象経費の基準を統一したこと等から、4団体については申請額から一部減額して交付額を決定しました。さらに、平成16年度終了後に提出された事業報告書、事業決算書（領収書、写真等）を確認し、3団体について備品購入経費の節減が図れたことによる補助金余剰額等の戻入を求めるなど、厳正に審査したところです。

ウ 事業実施団体への支援について

(ア) 十分な事業説明の実施

事業実施にあたっては、提案募集前の事前説明会や、補助金説明会を開催したほか、個別の説明や相談にも応じ、当局の事業目的を理解していただくよう、働きかけを行いました。

(イ) 実施状況の把握と意見交換会

事業実施後も、平成17年4月に提出された前年度の事業結果報告書等の状況もふまえ、今年度も7月から順次実施状況のヒアリングを行い、9月には実施団体を集めて意見交換会を開催するなど、さまざまな支援を行っているところです。

(ウ) 今後の支援

本事業の実施にあたっては、横浜市青少年問題協議会に設けた「青少年の居場所づくり検討委員会」のなかでも取組状況を議論してきており、今後事例集の作成や委員会報告書の作成を通して、実施団体の取組に活かしていきたいと考えています。

(2) 当該団体の取組に対する見解と対応

ア 活動場所と時間帯について

コミュニティハウスの利用にあたり、活動日によっては夜間の利用が可能な

いこともあったほか、当該地区の中学校へ生徒の利用について周知を依頼したが協力を得られていないことなど、計画どおり進んでいないこともあり、中学・高校生世代の利用が芳しくないことはご指摘のとおりです。しかし、団体は、引き続き、活動場所を中心とする地域での案内掲示や、居場所に来る高齢者や子育てグループを通して青少年への働きかけを行っており、中学校との関係については、当局としても協力が得られるように支援していきたいと考えています。

#### イ 異年齢交流への取組

当該団体は、民生委員児童委員の方々を中心となり、従来から地域において子育て支援等を行ってきた活動経験を活かして、乳幼児から高齢者まで、誰もが参加できる居場所づくりに取り組んでいるところです。当局としては、こうした福祉事業の経験を活かして、異年齢交流が図られる青少年の居場所づくりへの取組を期待しているところです。

#### ウ 団体運営、地域との協力

当局が調査したところによると、役職変更はありますが、5名からなる役員が辞任した事実は認められませんでした。また、コミュニティハウスの利用調整に関する問題についても、既に関係者間で協議を行い、解決に向けて整理されたと聞いております。

#### (3) 本事業の今後の取組について

本事業は、地域の主体的な取組を評価・検証し、例えば居場所づくりが順調に進んでいる事例、あるいは狙いどおりに進まない場合の対応事例などの事例集を作成して、今後の居場所づくりに役立てていくことを目的としており、団体には今後も利用者や居場所運営の協力者を求める働きかけを行っていただき、事業成果が得られるよう、当局としましても必要な支援を行うなど、取組を進めていきます。

## 第4 監査対象事項の決定

青少年の居場所づくりモデル事業として当該団体に対して平成16年度に交付された補助金（以下「本件補助」という。）が違法又は不当な支出に当たるか、または、本件補助に関し、市に違法又は不当に返還請求等を怠る事実があるかを監査対象と

しました。

## 第5 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次のような事実関係を認めました。

### 1 事業実施要綱等

青少年の居場所づくりモデル事業は、平成16年度からの新規事業として、同年8月27日に策定された「横浜市青少年の居場所づくりモデル事業実施要綱」に基づき行われています。

この要綱をみると、事業の趣旨としては、「青少年が学校と家庭生活以外の時間を気軽に安全に安心して過ごせる居場所を、地域住民の主体的な活動のもと設置・運営する」とされています。事業提案は公募し、選考により決定されます。募集対象は「青少年問題に理解と関心があり、横浜市内に居住する者で組織する団体（ボランティアグループ、市民活動団体、NPO、公益法人、自治会・町内会、企業等）」とされています。

モデル事業の実施期間としては、「原則として平成17年度末まで」とされていますが、モデル事業に関する市の補助金については、「平成16年度のみ」とされています。

補助金額は上限50万円とされ、用途については「実施する事業に直接要する経費であり、団体の人件費、事務所の貸借料及び光熱水費等管理費は対象外とする」との制限が示されています。その他、余剰金や事業変更・中止等の場合の補助金の返還についても規定されています。

補助金交付に当たっての詳細については、平成16年12月13日制定の同「事業補助金交付要綱」及び同「事業補助金交付要領」において規定されています。

### 2 事業の実施経過

平成16年8月30日 事前説明会開催（参加26組）

同年9月1日～17日 事業提案書の受付（提案14件）

同年12月10日 モデル事業決定（7事業）

平成17年1月20日 補助金額決定（総額2,856,500円）

同年4月28日まで 平成16年度事業結果報告書及び事業決算書を受領

同年5月20日 精算決定（戻入総額408,852円）

※ 現在もモデル事業の実施期間中であり、平成17年度途中及び年度終了後にも実施結果報告書が提出されます。

### 3 当該団体の活動の概要

当該団体は、地域の自治会連合会、民生児童委員、区民会議、子ども会連絡協議会やボランティアにより、地域において、子供だけに限らずあらゆる世代の人が集まれる場を作りたいとの趣旨で、平成16年6月に発足しています。その後、活動開催のための関係機関との調整を行いつつ、並行して市のモデル事業への応募も行っています。

平成16年11月には第一回の「たまり場」活動を開催しており、同年12月には市のモデル事業として採用が決定されています。その後、平成16年12月は1回、平成17年1月と2月は各3回、同年3月から現在までは毎月4回開催されています。

開催時間については、会場である小学校コミュニティハウスの事情もあり、火曜日開催の際はおおむね午前10時から午後5時、水曜日及び土曜日開催の際はおおむね午後3時から午後8時となっています。

利用者については、平成17年8月末までの累計で455名であるところ、うち青少年（中学生、高校生）の利用は3名と報告されています。

### 4 本件補助の経過

本件補助については、当該団体からの50万円の申請に対して、市は補助対象経費を41万円と決定し、平成17年1月31日に前金払いとして交付しています。

平成16年度終了後、当該団体からの、補助に係る支出336,884円、余剰金73,116円の報告に対して、市は、支出のうち補助対象は335,666円と認めて精算し、差額及び余剰金の合計74,334円は、平成17年5月30日に当該団体から市に対して戻入されています。

支出の内訳としては、備品費（パソコン、遊具等）264,538円、消耗品費（紙、文具等）59,961円、その他雑費等が見受けられます。

## 第6 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断しました。

### 1 本件補助について

請求人の主張のうち、本件補助については、補助対象となった7事業が市域を網

羅しておらず、地域の重複が見られること、当初6団体程度とされていたところ実際には7団体が補助対象となったこと、また、当該団体における開催日時、開催場所等の事業計画が補助目的に合致しないとの見解から、違法又は不当とするものと解されます。

しかし、事業要綱等をもみても、元々市域の網羅を意図した施策であったとは見受けられず、むしろ、モデル事業として各事業の特徴に着目する意図が見受けられます。もちろん、このようなモデルの成果を活かし、地域の自主的な取組を本格的に支援していく際には、市域を網羅して取組が広がるよう努めるべきであることは当然ですが、本件はあくまでもモデル事業であり、市域を網羅していないといった理由によって本件補助が違法又は不当となるとは考えられません。

また、事業提案を公募した際のパンフレットでは「市内に6か所程度」と記載されていますが、応募された提案を審査した結果、予算の範囲内で7団体を選定したからといって、本件補助が違法又は不当となるとは考えられません。

また、当該団体が提案した内容である、開催場所が学校内のコミュニティハウスであることや、異年齢交流の中での青少年の居場所づくりを掲げたことは、むしろ特徴的なモデル事業として市が積極的に評価した事情が見受けられます。開催日時については、コミュニティハウス管理上の制限もあり、青少年の居場所として最適とはいえないものとなっていますが、このような開催日時であっても、近隣の学校に通う青少年が放課後に立ち寄ることはできると思われれます。そのため、当該団体の事業計画そのものが補助目的に合致していなかったとまでいうことはできず、本件補助が違法又は不当であったとは考えられません。

なお、請求では、近年の社会問題等から、小学校内においてこのような事業が行われることの可否を問う部分がありますが、施設管理者が適切と判断している限りでは、補助金支出の違法不当性に直接結びつくことはありません。

## 2 補助金の返還等について

上記のように支出の時点では違法不当がないとしても、実際に補助対象団体が事業を実施し補助金を使用する過程で、仮に補助目的を逸脱するような事実があったならば、事後的に補助金の一部又は全部の返還請求を行う必要が生じる場合があります。以下このことについて検討します。

### (1) 青少年の居場所としての実績について

本件補助に係る事業開催日及び開催時間に関し、請求人は、平日の午後3時までは中学生・高校生は授業中であるから、実質的にその部分は活動回数に入らないとしています。たしかに、事業要綱において「青少年」とは「主に中学生と高校生層」とされていますが、中学生・高校生の居場所づくりとしては、平日の午前10時から午後5時という開催時間については最適とは思われませんし、現に、中学生・高校生の利用実績が累計で数名程度に留まっている事実が見受けられません。

しかしながら、当該団体としても、施設管理者に対し、施設利用回数増と利用時間の延長を依頼するといった努力をしていることが見受けられます。また、現在ははまだモデル事業期間中であることから、改善に努めることが第一であると考えられ、ただちに青少年の居場所づくりモデル事業を中止させ補助金の全額を返還させるべきということはありません。

## (2) 他団体等との関連について

請求人は、当該団体が平成17年度から運営経費に関し別の団体から補助金を受けていることや、当該団体のポスターで区福祉保健センターの協力について記載されていること等を指摘していますが、市の補助が平成16年度限りで終了した後、別の団体から補助金を受けることが禁じられているわけでもありませんし、子育て支援等と連携して青少年の居場所づくりを行うということは当該団体が当初から提案していたものですから、これらのことにより青少年の居場所づくりの補助目的が損なわれているということはありません。

## (3) 補助金の使途について

請求では、マージャン、花札について指摘されています。

当該団体の平成16年度事業決算書をみると、本件の補助金を使用して「テーブル（マージャン用）」として2台（1台あたり35,175円、計70,350円）を平成17年3月31日に購入しています。このテーブルについては、マージャン用のものですが、トランプや折り紙等にも使用されていたと見受けられます。また、地域の高齢者がマージャン牌等を持ち寄って純粋にゲームとして楽しんでいたところ、その後、小学校内の施設でマージャンをすることについて疑義の声が上がり、関係者が協議した結果、以降マージャンは中止したとの事情が見受けられました。さらに、その後、誤解を招かないよう、マージャン用テーブルについては別の場

所に保管しているとの事情も見受けられました。

また、花札については、本件の補助金を使用して、1組（1,050円）を平成17年3月31日に購入しています。

当該団体の事業については、乳幼児から高齢者までの異年齢交流を主眼とし、特に子育て関連活動が充実していることが見受けられますが、こと補助金の使途についていうならば、市の補助目的は青少年の居場所づくりであって、あまりにも青少年と関係が薄いものに補助金を用いることは適切でないといえます。すなわち、当該団体が広く異年齢を対象として事業を行っているとしても、本件の補助金に関しては、青少年の居場所づくりという事業目的に沿って使用されなければならないといえます。

そして、青少年の居場所づくりを推進するとの補助目的に即して考えたときに、補助金を用いてマージャン用テーブルや花札を購入するということは、社会通念上妥当とはいえないと判断します。

したがって、マージャン用テーブル及び花札の購入費については、現在、その金額に相当する損害が市に生じていると判断します。

#### (4) その他

その他、請求人は、当該団体の組織が不安定である等の指摘をしていますが、現状として、当該団体の組織自体に問題があるといった状況は見受けられませんでした。

#### (5) 返還についての結論

以上のとおり、当初から想定されたモデル事業実施期間である平成17年度末までの間は、実際に青少年の居場所となるよう当該団体はさらに工夫、改善をし、また市としても助力をすべき期間なのであって、いまだその期間中である現在においては、市が一方的にモデル事業の打ち切り等を行うべきとは考えられません。

ただし、マージャン用テーブル及び花札の購入に関しては、標記のとおり勧告します。

また、今後の事業の推進において留意すべきと思われる点が見受けられましたので、次のとおり意見を付します。

## 意見

市が青少年育成の基本計画として策定した「横浜市青少年プラン」において、青少年の居場所は重要な課題とされており、これに基づき、市民局はモデル事業として地域の取組を支援しているところである。

課題の解決のためには、対象となる青少年のニーズをいかに捉えていくかが重要と思われるので、そのような視点からモデル事業を検証した上で、今後、様々な方向での施策の充実を図られるよう期待する。

## 参 考（監査請求書）

今回監査請求するに当たり、下記の事業2つの問題があると考えております

1. 市民局青少年課が平成16年9月1日～17日に募集し、平成16年12月15日に認定いたしました、青少年の居場所づくりモデル事業に関して、これらの認定団体に1ヶ所あたり50万円を限度として補助金を交付いたしました。（合計予算は多分300万円ではないでしょうか）

当初6か所程度と明記しているのに今回問題と認識しております“みんなのたまり場スペースほっと”を含めて何故7団体に認可を与えた。

居場所も重要であるが、もっと重要なのはそれを管理、活用する人が一番と考えるが、その点選考にあたり考慮したか。

本件市民局青少年課はこの事業開始にあたり十分な準備と、審査、それと指導を怠っていたのではないかと考えます。それによる予算の無駄遣い、と考え、ここに監査請求を致します。当方が問題と感じています件に関して述べさせていただきます。

- ① この事業を始めるにあたり、事前にどのような想定、準備を行ったか。  
どこの地域にこのような居場所が必要で、その対象は何人ぐらいを考えていたか。  
横浜は広範囲の地域を有しており、満遍なくカバーする考え方になぜ立たないのか。何故一部地域を重複してまでも認可したのか。
- ② 当初6団体ぐらいを対象に計画、予算化したと考えますが、何ゆえ7団体にしたのか。  
予算が300万円で7団体でも予算内に入ると考えたのではないか。
- ③ 補助金を出すわけで、それに関する精査はどのようにしたか。  
全ての団体に関して補助金の使い道、金額の明細を公開して欲しい。
- ④ 第一回の報告書は17年4月には市に提出されており、それに対する取り組みへの助言などの支援は、何時ごろ、どのように、どの団体に対して行ったか。
- ⑤ 7月30日に市の担当者との面談の折、認定団体に補助金だけでは維持が大変でしょうから、運営費等は他の補助金を受けたらと話したと、お聞きしましたが、募集要旨にはこの件は記載は見当たりません。それにより本来の趣旨を逸脱する可能性があるわけで、今回問題視している団体は4月には共同募金事業として別途補助金交付を申請。6月には48,000円受けている。他の団体も他の補助金を申請し、交付を受けていたか開示して欲しい。  
特に青少年の居場所づくりの為に市民の税金から支出したわけで、そのお金を本来の目的に十二分に行かすよう努力するのが当然と思います。  
子育て支援、高齢者に対する問題は福祉がやる仕事で、青少年課の仕事ではない。  
募集条件として1週間に1回以上の活動が出来ることとなっていますが、問題の団体は16年11月9日より17年6月28日、合計24回事業を実施。平日が24回でそのうち午前10時から午後17時迄開催したのが12回です。11月9日より4月13日まで(14回)は全て平日です。平日の10時から15時までは中学、高校生は授業を受けており、この事業に参加するのは不可能です。この事業では不登校生徒の引きこもりの生徒など専門的な対応が求められる青少年は困難といわれているので、実質市が条件としている週一回以上の活動回数に入らない。土日、あるいは平日の放課後であり、この件に関し当然面接時に確認しているのは当然である。
- ⑥ 募集要項では居場所展開のモデルに、既存施設型と記されておりますが、公共施設、地区センターなど言っても小学校に併設されているコミュニティー施設とは考えていなかった

と思います。磯子地区では磯子センター等々あります。

特に近年小学校等での事件が各地で起こっており、横浜市の小学校も解放的な学校から、一日中外部の人が侵入しないように門は通常閉鎖されています。

もしこの小学校の責任者で、学校内の施設に中学、高校生が授業中あるいは放課後構内で、ゲーム、語らい、音楽、スポーツ、飲食等をしているところに、自分たちの生徒がその施設の図書館で本を読んだり、団欒することに関して許せますか。多分全ての責任者はNO!と思います。

浜小学校の校長先生も中・高校生が授業時間に当たる時間帯に小学校に出入りしたことがないといわれているように、それだけ気をつけていると思いますし、もしあれば通常以上に注意して見守り、出来ればほかの場所の利用を進めると思います。

2. 認可団体のひとつである“みんなのたまり場スペースほっと”に関する問題提議であります。この団体は当初より居場所づくりに協力する気はなく、単に補助金目当てに応募し、補助金を受け取ったといっても過言ではない。このような団体に何故、補助金の返還、即刻認可中止を求めないのか。

今回小生が問題視したのに、貴重な時間と人をさいてまでもこの事業を継続する理由はなぜなのか。

この団体には市が考える、青少年の居場所づくりに対する、情熱、知恵、熱意、努力、協力、それと指導力がない。

- ① 事業開催日が平日の10時～17時で、中学・高校生の参加は見込んでいない。（詳細は上記で述べております）
- ② 認可より6ヶ月経っているのに、この事業所に中学・高校生の訪問はわずか1名しかしていない。その後も現在に至るまで皆無である。
- ③ 当初より福祉事業が主な目的で、子育て支援、高齢者支援に努力し、高齢者が集まらなければ小学校の敷地内の認識も薄く、マージャン、花札等の場所作りに精を出した。5月頃一台であったマージャン台6月には2台に増やし、人が足りなければ主管者も加わって楽しんでいる。

これを問題視すると認知症予防のリハビリと称しているが、近年認知症予防には簡単な算数の足し算、引き算、掛け算が良いとの事例もあり、このように学校内でふさわしい活動、方策が考え付かない。（知恵の欠如）

学校の敷地内、授業時間内にマージャン等をやっては芳しくないことが理解できない。

（市、区の一部の方にも同様な考え方をお持ちの方がいられることは非常に残念です）

- ④ これを問題視するまで、本来の趣旨である居場所を必要としている青少年に働きかける方策をしてきたか。単にここに集まってきている人に呼びかけていたが、これで青少年が集まると思っているのか。更に小生の質問に対して市が指導して汐見台中学に行ったようですが、相手にされなかったようです。（熱意の欠如、努力が足りない）

7月30日の市の担当者との面談の折に聞きましたが、その時にはなんら目新しい、PR資料、方策がないように見えました。（知恵の欠如）

7月1日作成のポスター（マージャン、花札のきさいがある）だけで、どのような資料で、どのように相手にこちらの意図を理解し、協力を得られるような方策をとったか見えてこない。

⑤ 子育て支援は同コミュニティーで数年前よりある団体が実施しており、なぜ新たに立ち上げなければ成らないのか。特に市の協力が一方に偏るのは芳しくないのではないか。（公共性に問題である）

万一その団体が問題であっても・・・

⑥ 12月に青少年課の補助を受け、4月には共同募金の補助金を申請し6月に補助金を受けているわけですが、当初より同事業体のポスターには福祉センターの協力を売り物にしており、ついでに居場所づくりの補助金を申請しただけのように見受けられた。（補助金の獲得目的）

⑦ 同団体はみんなの居場所・・・の認可を受けた直後には一部の役員が辞めており、更に4月には代表が代わっていると聞きます。

団体の組織が不安定である。

⑧ 利用している施設、他の利用者と問題を起こしている。（社会性の欠如）

今回青少年課の方から話を聞くと、本来この事業で一番大事な指導者、事業主は二の次で、あくまでも居場所さえ作ればよいと考えているようにおもわれる。

これでは世間で問題にしているは箱物を作ること予算の消化で、それを利用する人、その人たちどのように導いていけば社会人になったとき、本来の人間として生きていけると思う心が見えない。

横浜市の青少年育成に一番大切なのは場所や物ではなく、それを理解し、指導、アドバイス、問題解決できるよき社会人ではないでしょうか。

（監査請求書の本文を原文のまま掲載しました）

（事実証明書一覧）

- 1 平成17年6月28日付 書簡
- 2 同年7月11日付 書簡
- 3 同月18日付 書簡
- 4 同月1日付 書簡
- 5 回答書
- 6 同
- 7 同月27日付 電子メール
- 8 市ウェブページ
- 9 同月21日撮影の写真
- 10 事業提案募集ちらし
- 11 同月5日付 書簡
- 12 同月22日付 回答書
- 13 書簡
- 14 当該団体の開催案内ちらし
- 15 同
- 16 同年8月10日付 回答書
- 17 同月2日付 電子メール
- 18 同月6日付 電子メール